

令和3年度立川市認証保育所利用者負担軽減補助金のご案内

(令和3年4月～令和4年3月)

○補助金の概要

認証保育所を月極めでご利用の保護者の方を対象に、お子さん1人あたり月額上限1万円を補助します。

○対象となる方

この補助金の対象となる方は、次の条件にすべて当てはまる保護者の方です。

- ・ お子さんが立川市に住民登録している方。
- ・ お子さんが月の初日現在、認証保育所に入所している方。
- ・ お子さんを現に監護し、保育料の納入義務を負っている方。
- ・ 施設と月極め契約を結び、月額保育料を納入している方。

○申請について

令和3年4月～令和4年3月の補助金を申請してください(途中入園の方は契約月から)。

《市内の施設》 入所している施設で必要書類の配布と回収をしています。

《市外の施設》 申請は個人で郵送または窓口へ直接市にご提出ください。

- ★必要書類 「認証保育所利用者負担軽減補助金交付申請書(第1号様式)」…1枚
(※記入には、「消せるボールペン」を使用しないでください。)

○申請期限、補助金交付予定日等

補助金は、下記期別ごとに3か月間分の交付決定額を一括してお支払いいたします。

年 度	令和3年度			
	第1期	第2期	第3期	第4期
補助対象月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
申請期日	○〔第1期から補助対象の方〕 令和3年6月末 ○〔途中入所の補助対象の方〕 各期の月末(第2期9月末、第3期12月末、第4期3月末)			
支払予定日	令和3年8月末日	令和3年11月末日	令和4年2月末日	令和4年5月末日

* 書類の不備や訂正等によりお支払いが遅くなることがありますので、あらかじめご了承ください。

○補助対象について

$$\boxed{\text{保育料}} - \boxed{\text{施設等利用費 (無償化対象者)}} = \boxed{\text{補助対象経費}} \quad \boxed{\text{補助対象経費と10,000円と比べて低い金額が補助額となります。}}$$

例) 保育料 70,000円 - 施設等利用費 37,000円 = 補助対象経費 33,000円 > 10,000円 (補助額)

※施設等利用費を引いた額で保育料を提示されている場合は、その額との比較になります。

施設等利用費(無償化対象者)

立川市から「保育の必要性の認定」を受けた

- ① 3～5歳児対象 利用料月額上限37,000円まで無償
- ② 住民税非課税世帯の0～2歳児対象 利用料月額上限42,000円まで無償

よくあるご質問

Q 市外の施設に入所していますが、この補助金の対象となりますか？

A お子さんが立川市に住民登録している方で、その保育所が認証保育所であれば対象となります。

Q 認定こども園が設置している保育所に入所していますが、この補助金の対象となりますか？

A その保育所が東京都認証保育所である場合は補助金の対象となります。ただし無認可保育所や認可保育園である場合は補助金の対象とはなりません。

Q 父親の名義で施設と契約をしていますが、実際には母親が保育料を支払っているため、母親名義の口座に補助金の振込み先を指定することはできますか？

A できます。書類の申請者欄、請求者欄及び口座名義人をすべて母親のお名前でご記入ください。

Q 子どもの名義の口座に補助金の振込み先を指定することはできますか？

A お子さんの名義の口座を指定することはできません。

Q 補助金の振込先口座を変更することはできますか？

A できます。振込先口座の変更をご希望の方は、必要書類を郵送しますので、市にご連絡ください。ただし、当初の申請者以外の方の名義の口座へ（父から母へ等）変更することはできません。

Q 月の途中で施設に入所しましたが、補助金はいつから対象となりますか？

A 月の途中で施設に入所した場合、その翌月の月額保育料から補助金の対象となります。

Q 市外に引っ越しの予定がありますが、補助金はいつまで対象となりますか？

A 月の初日現在、立川市に住民登録があった月までが補助金の対象となります。

Q 申請後引っ越しをして住所が変わりましたが、手続きは必要ですか？

申請後離婚をして名前が変わりましたが、手続きは必要ですか？

A 上記について、当初の申請内容から入所施設や住所、氏名、申請月数、申請額等に変更が生じた場合は、変更申請が必要となります。必要書類を郵送しますので、市にご連絡ください。

Q 申請後離婚をして母親が子どもを引き取ったため、補助金の受取人を父親から母親に変更したい。

A 原則として受取人の変更はできません。特別の事情がある場合には、市にご相談ください。

Q 昨年と支払予定日が1カ月遅くなっているのはなぜですか。

A 施設等利用費（無償化）の金額確認のため変更となりました。

問い合わせ先

【郵送先】〒190-8666 立川市泉町1156番地の9 立川市子ども家庭部保育課給付係宛

【担当窓口】立川市役所保育課（市役所1階22番窓口）

【電話番号】042-523-2111(代)内線1324